

水田活用の直接支払交付金制度の見直しにより交付対象から外れた農地の農地台帳における現況地目の考え方について

【 令和5年産 水田活用予算に係るQ&A （令和5年1月27日時点） 】

問5-3

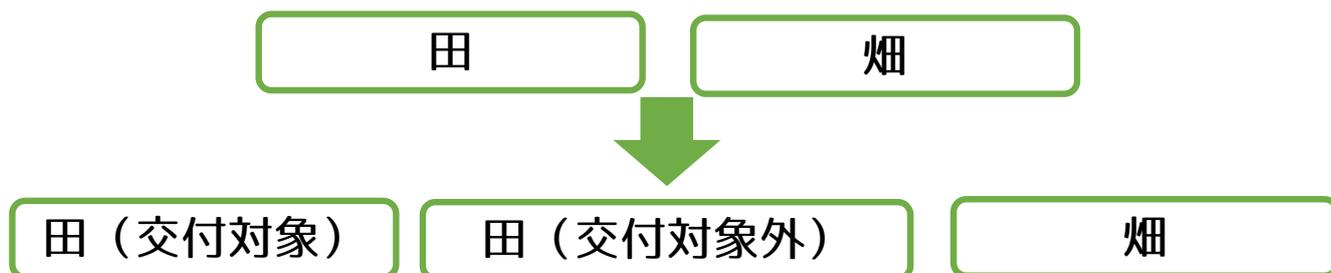
畑地化支援は、地目の変更も求められるのか

畑地化の取組は、当該農地を交付対象水田から除外する取組を指すものであり、地目の変更を求めるものではありません。

農地台帳等における現況地目については、農業委員会において適切に判断するようお願いいたします。

※ 水活の見直しに伴う現況地目の判断は、農業委員会に委ねられました。

【 現況地目 】



※ 農地台帳では、田・畑の区別しかありませんので、備考欄等で「交付対象」・「交付対象外」を管理してください。

【 水田活用の直接支払交付金制度の見直しにより留意すべき事項 】

- 畑地化支援に関する交付金を申請された場合、土地の所有者または利用者が当該農地を畑とする旨の意思表示をされたと考えられますので、水田機能を喪失する場合は現況地目は畑になります。
- しかしながら、今後5年間で水張りをせず、畑地化支援の交付申請もせずに、交付対象から外れる水田でも水田機能を有している農地が少なからず存在すると考えられます。
- 現況地目を反映して「畑」として基盤整備を申請する場合、事業や整備内容が変更になることがあります。
 - ※ 詳細については、道など事業主体に確認が必要です。
- 畑地化支援の交付申請をした農地について、現況地目を引き続き「田」とした場合、純粹に「田」として利用している農地を区別をしないと、交付対象外となった「田」の影響により、農地価格が下落する可能性があります。

田（交付対象外）として管理せざるを得ない農地が存在する。